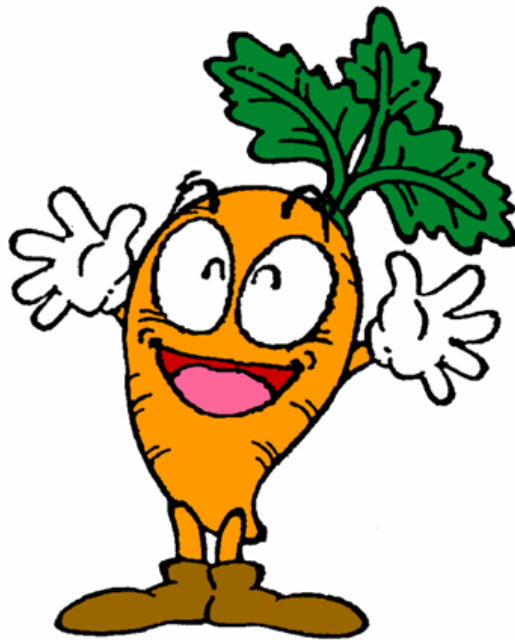


菊陽町

学校給食アレルギー等対応マニュアル



菊陽町教育委員会

はじめに

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進や体位の向上を図るという役割があることはもちろんのこと、望ましい食習慣と食に関する指導を効果的に進めるための生きた教材としての重要な役割を担っています。給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動など、学校生活の様々な場面で食に関する学びを深める機会となっています。

こうした、学校教育の一環として実施されているものであるからこそ、食物アレルギーなど特別な配慮が必要な児童生徒にも、安全に、かつ、楽しんで学校生活を過ごしてもらいたいと考えています。

しかしながら、近年、食物アレルギーを持つ児童生徒は非常に増加しており、その内容についても複雑かつ多様化している現状があります。また、アレルギー以外にも、様々な理由で特別な配慮を必要とする児童生徒が増えており、これまでに以上にきめ細やかな対応が求められています。

このような状況の中で、すべての子どもたちが安心して給食の時間を過ごせるよう、安全性の確保を最優先に考え、一定の基準（制限）を設ける必要性が生じています。

本マニュアルは、食物アレルギーをはじめとする学校給食における様々な配慮事項に対し、関係機関が連携し、具体的な対応手順を明確にすることで、万が一の事故を未然に防ぎ、児童生徒一人ひとりが安心して給食時間を過ごせる環境を整えることを目的としています。

令和7年11月策定
菊陽町教育委員会

目 次

1	本マニュアルの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.3
2	菊陽町の学校給食における食物アレルギー対応の基本方針・・・・・・・・	P.4
3	食物アレルギーの基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.5
4	食物アレルギー対応のための組織体制の確立・・・・・・・・・・	P.8
5	学校給食における食物アレルギー対応プランの決定について・・・・・・・・	P.13
6	緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.22
7	その他特別な事情（病気・宗教的配慮等）への対応・・・・・・・・・・	P.24

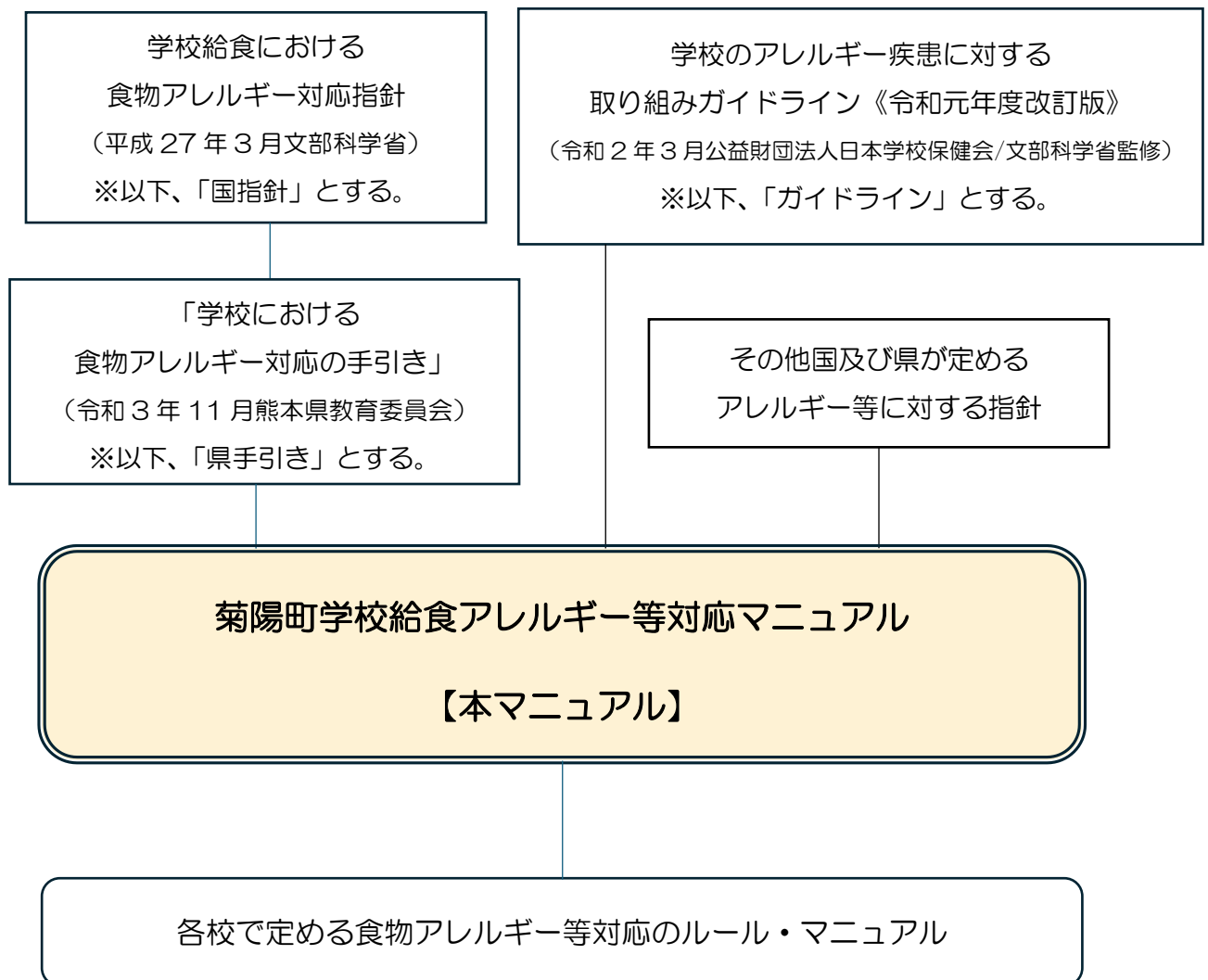
資料・様式集

- 〈資料1〉 学校給食における食物アレルギー対応調査について（お願い）
- 〈資料2〉 食物アレルギー対応調査票
- 〈資料3〉 学校給食食物アレルギー等対応食実施申請書
- 〈資料4〉 学校生活管理指導表(アレルギー用)
- 〈資料5〉 面談記録票
- 〈資料6〉 食物アレルギー個別対応プラン票
- 〈資料7〉 食物アレルギー等対応食実施決定通知書
- 〈資料8〉 アレルギー等対応実施状況一覧
- 〈資料9〉 学校給食食物アレルギー等対応食実施申請書
- 〈資料10〉 アナフィラキシーショック発生報告（速報・追加）
- 〈資料11〉 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

1 本マニュアルの位置付け

学校給食における食物アレルギー対応については、文部科学省監修の下、公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づく対応をすることとされています。

本マニュアルは、これらのガイドラインやその他国及び県が定める各指針等を本町の実態に合わせて具体化したものであり、学校給食の安全かつ適切な提供を保証するための統一的な対応基準を定めるものです。



2 菊陽町の学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

菊陽町教育委員会では、「国指針」、「県手引き」及び「ガイドライン」に基づき、食物アレルギーを有する全ての児童生徒が安心して給食時間を過ごせるようにするために以下の基本方針を定め、各学校の取組を支援します。

[菊陽町学校給食における食物アレルギー対応の基本方針]

※学校給食における食物アレルギー対応の大原則に準じます。

1. 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
2. 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
3. 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
4. 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
5. 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

3 食物アレルギーの基礎知識

(1) 食物アレルギーとは

《定 義》

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

《頻 度》

平成 25 年の文部科学省調査では食物アレルギーの有病率は小学生 4.5%、中学生 4.7%、高校生 4.0%でした。

《原 因》

原因食物は学童期では多岐にわたりますが、平成 23 年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査（消費者庁「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業」）では学童～高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。

《症 状》

皮膚症状が最も多く、次いで呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、中にはショック症状と多岐にわたります。

《治 療》

管理は「正しい診断に基づく必要最小限の除去」です。食物経口負荷試験により診断を正確に行い、必要最小限の除去を実施することが大切です。

誤食などにより食物アレルギーの症状が出現した場合には、速やかに適切な対処を行うことが重要です。じんましんなどの軽い症状に対しては抗ヒスタミン薬の内服や経過観察により回復することもあります。ゼーゼー・呼吸困難・嘔吐・ショックなどの中等症から重症の症状には、アナフィラキシーに準じた対処が必要です。

(2) アナフィラキシーとは

《定 義》

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や

脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。

《頻 度》

平成 25 年の文部科学省調査ではアナフィラキシーの既往を有する児童生徒等の割合は、小学生 0.6%、中学生 0.4%、高校生 0.3%でした。エピペン®保持者は小学生 0.4%、中学生 0.2%、高校生 0.1%でした。

《原 因》

児童生徒等に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

《症 状》

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激に見られますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下が見られるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

《治 療》

具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などが見られる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ一次救命措置を行い、救急車で医療機関への搬送を急ぎます。

アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」を携行している場合には、緊急性が高いアレルギー症状があると判断したタイミングでショックに陥る前に注射することが効果的です。

（３）食物アレルギーの各病型の特徴

1. 即時型

食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。ほとんどは IgE 抗体が関係します。

2. 口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群は IgE 抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉—食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が誘発されます（交差反応といいます）。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、全身的な症状の初期症状として口腔内の症状が出ている場合も紛れ込んでいることがあるため注意が必要です。焼きリンゴやジャムなど加熱された果物では反応しないことがほとんどです。

3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

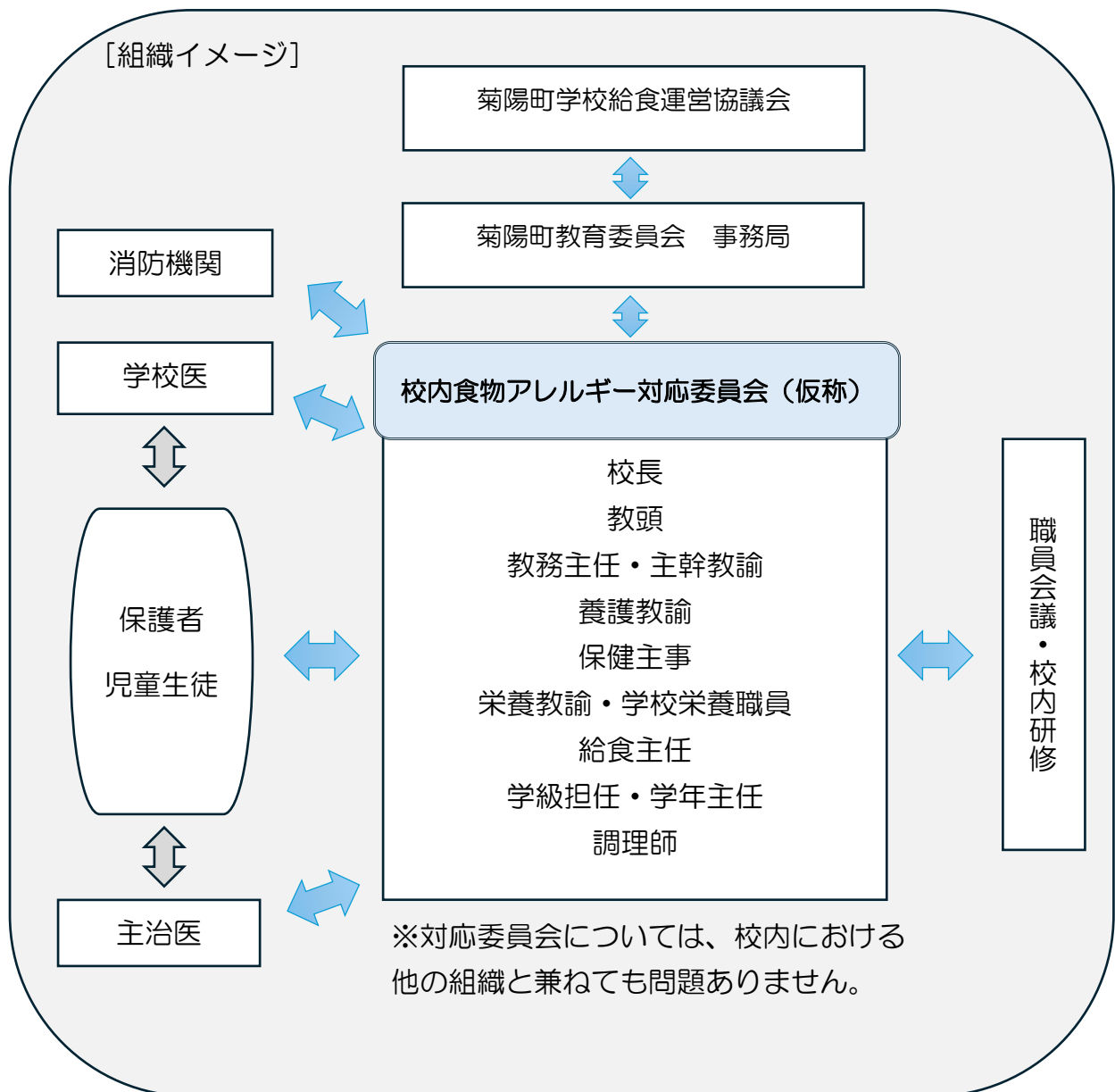
特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型です。IgE 抗体が関係します。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は 2012 年と 2013 年の横浜市での調査では小学校で 21,000 人に 1 人、中学生で 6,000 人に 1 人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返しながら原因の食物の診断が難しい例も見られます。

※国ガイドライン P.27～P.30 より引用

4 食物アレルギー対応のための組織体制の確立

(1) 校内食物アレルギー対応委員会（仮称）の設置

学校は、校長を責任者とし、関係者で組織する校内食物アレルギー対応委員会（以下「対応委員会」という。）を設置し、学校生活における注意事項や給食における対応実施の可否等について検討を行います。学校給食における食物アレルギー対応を適切に行うためには、すべての教職員が各々の職務に応じた役割を十分に理解し、校内の連携・協力体制はもとより、保護者や学校医・主治医等医療機関・教育委員会等との連携についても十分考慮し、組織的に対応していくことが大切です。



（２）委員構成例と主たる役割

対応委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、万が一に備え各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促します。

	役割（具体例）
校長	【対応の統括責任者】 ○本マニュアルに定める基本的な対応方針を踏まえ、学校としての基本方針を示す。 ○食物アレルギー対応について、対応委員会を主宰し、校内を統括する。 ○対応委員会において、対象児童生徒の実態、保護者の要望等を確認し、その他の諸状況を勘案して対応を決定する。 ○校内の連絡体制を整え、職員の役割を明確にする。 ○食物アレルギー症状の理解や対応について、職員の共通理解が図れるよう指導する。 ○緊急時には、「緊急時対応マニュアル」に基づいた適切かつ迅速な対応を指示する。
教頭 主幹教諭等	【校長補佐、指示伝達、外部対応】 ○食物アレルギー対応について、校内及び関係機関との連絡調整、職員の共通理解を図る場の設定を行う。 ○食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、情報を統括する。 ○校内の連携・協力体制が円滑に機能するよう指導・助言する。 ○保護者と学校側関係者との面談の場を設定するとともに、必要に応じて保護者面談に同席し、学校としての説明を行う。 ○緊急時に校長の指示のもと、「緊急時対応マニュアル」に基づく対応が適切かつ迅速に行われるよう職員に指示し、確認する。また、救急車を要請した場合は、関係機関（教育委員会等）に連絡する。
養護教諭 保健主事	【実態把握、学校医や主治医等との連携、事故防止】 ○保護者の申し出や各調査等により、食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、学校での対応を求める保護者には、「学

	校給食食物アレルギー等対応食実施申請書※資料3」「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※資料4」の提出を依頼し、内容の取りまとめ及びその後の面談実施に係る日程調整等を行う。 ○保護者との面談に出席し、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。（「食物アレルギー個別対応プラン票※資料6」の作成） ○保護者からの緊急時の対応及び主治医や保護者の連絡先等の情報を集約し、教職員に伝える。 ○主治医、学校医及び緊急時対応医療機関と連携を図り、該当児童生徒にアレルギー症状が発症した場合の応急手当ての方法や連絡先を確認する。（エピペン®の保管場所や使用方法等を含む。） ○食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に担任、栄養教諭等、他の校内職員との連携を図る。 ○除去食等の食物アレルギー対応をしている場合は、全教職員で情報を共有し、担任以外でも給食時の食物アレルギー対応ができるように働きかける。
栄養教諭 学校栄養職員	【給食調理・運営の安全管理、事故防止】 ○保護者との面談に出席し、食物アレルギーの原因となる食品、家庭での除去食の状況を把握する。また、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。（「食物アレルギー個別対応プラン票※資料6」の作成） ○保護者に、給食で使用する食材の詳細な原材料を記載した「食物アレルギー等対応の詳細な献立表」を配付する。 ※任意の様式で可 ○担任、養護教諭、保健主事は、保護者との対応について定期的に確認する。 ○給食調理員等とアレルギー対応食の調理作業について綿密な打ち合わせを行い、徹底を図る。 ○給食における食物アレルギーに関する留意事項について教職員へ指導を行う。 ○対応に不明な点がある場合や重症児等については、主治医と連携し検討する。
給食主任	【栄養教諭等の補佐、給食時間の共通指導徹底】 ○必要に応じて、保護者との面談に出席し、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。

	○関係教職員のそれぞれの役割や相互の連携が円滑に行われているか確認する。 ○栄養教諭等の未配置校や 学校給食 受配校においては、当該校を担当する栄養教諭等と 連絡調整を図り、校長等管理職を補佐する
学級担任 学年主任	【安全な給食運営、保護者連携、事故防止】 ○保護者の申し出や各調査等により、食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、養護教諭を通じて管理職へ報告する。 ○保護者とスケジュールを調整して面談日時を決定する。 ○保護者との面談に出席し、学校生活上の留意点や緊急時の対応、主治医や保護者の連絡先等を確認する。 ○対応がまとまり次第、学校における対応について保護者・児童生徒に連絡する。（「食物アレルギー個別対応プラン票^{※資料6}」の活用） ○児童生徒が誤食に気づいた時や食後体調の変化を感じた時は、すぐに申し出るよう指導する。 ○食物アレルギー対応食（持参食・調理での対応食・牛乳や主食の停止など）が対象児童生徒に配膳されているか確認を徹底する。 ○児童生徒が原因食品を除去して食べる場合（対応レベル1）は、当日の献立と使用食品を確認する。さらに、児童生徒が原因食品を除去したか確認を徹底する。 ○除去食や代替食の場合（対応レベル3・レベル4）は、給食調理員等から直接受け取り、学年組、氏名、献立名と除去内容等の確認を徹底する。 ○食物アレルギーをもつ児童生徒が給食当番を行う際には、原因食品に触れることがないように十分配慮する。 ○緊急時の対応、連絡先等を保護者と確認し、全教職員に周知徹底しておく。 ○自らが給食時間に不在の場合は、他の職員に食物アレルギーに関する連絡を確実に言い、対応を徹底する。 ○対応食の対応児童生徒が欠席・早退等により対応食を食べない場合は、把握後、速やかに給食担当者を通じて調理場に連絡する。 ○他の児童生徒に対して、当該児童生徒の状況を正しく理解できるように 適切な指導を行い、偏見やひやかし等が生じないよう配慮する。

調理員	【調理に関する情報共有】 ○食物アレルギーについての正しい知識をもつ。 ○対応委員会の決定事項に基づいた調理法について検討する。 ○混入・誤配食がないように、調理作業の綿密な打合せを行い、作業工程表・作業動線図に基づいた調理作業を徹底する。 ○物資の表示を確認し、万が一、原材料に除去すべき食品があった場合は、除去食の調理作業を一時中止し、速やかに所属長に報告する。
-----	---

※国指針 P12、県手引き P3～5 より引用

※上記は一例であり、対応人数や学校の状況に応じ適切な組織体制を築いてください。

（３）教育委員会の役割

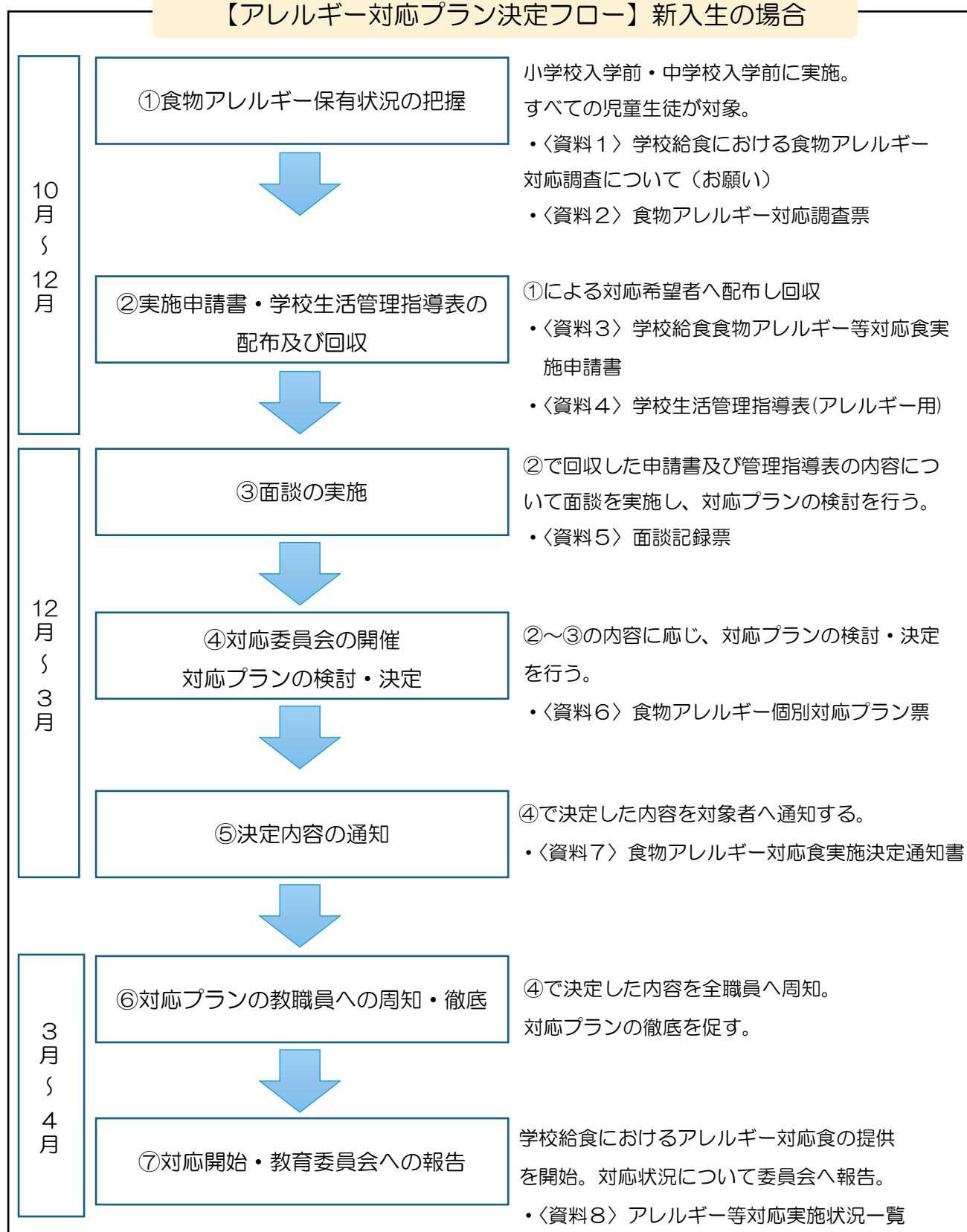
対象児童生徒の実態、保護者の要望等を確認するとともに、各学校及び各調理場の対応状況を把握して、適切な指導助言を行い、食物アレルギーの給食対応が適切かつ円滑に実施されるよう支援します。

また、日頃から地域医師会、医療機関、消防署などの関係機関とも連携体制を構築するとともに、緊急時に備え、本マニュアルの周知徹底や、必要に応じた研修等の開催について、管理職等に働きかけます。

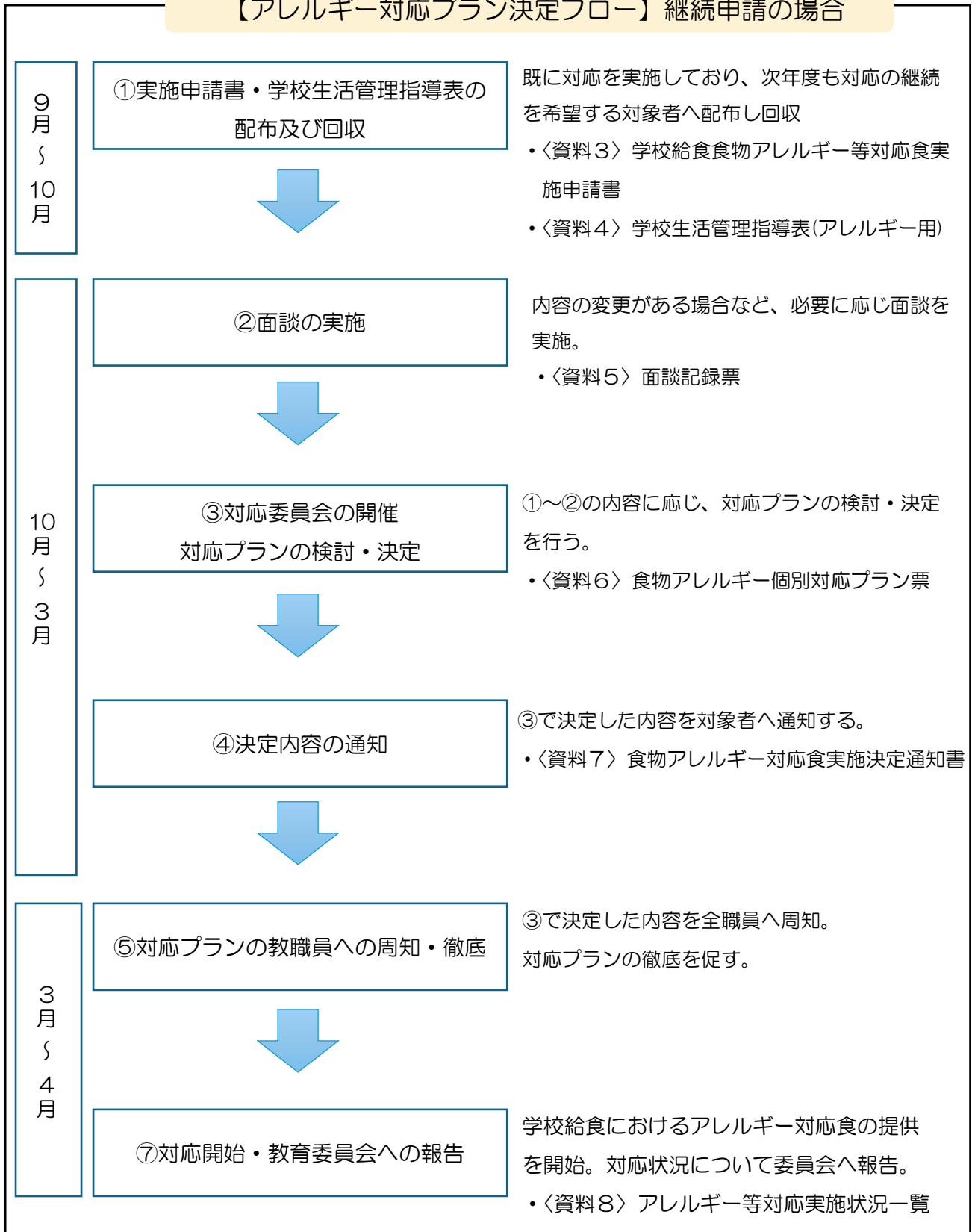
万が一、アレルギー事故等が発生した場合は、対応等について学校を支援するとともに、事故の検証を行い、再発防止策を作成して、その徹底を図ります。

5 学校給食における食物アレルギー対応プランの決定について

【アレルギー対応プラン決定フロー】新入生の場合



【アレルギー対応プラン決定フロー】継続申請の場合



(1) 食物アレルギー保有状況の把握

小学校・中学校入学前に、全ての児童生徒を対象に食物アレルギーの保有状況に関する調査を行います。また、食物アレルギーを保有する場合は、併せて学校給食における対応食実施の希望の有無についても確認します。

調査票は、小学校入学前に実施する就学時健康診断や、中学校入学前の保護者説明会等の際に回収できるよう、事前に配布する等の対応を検討します。また、面談の日程等を確保できるよう、早めに回収できるスケジュールを検討する必要があります。

☞ 本調査は新規発症時の個別相談や、転入時等の際にはその都度同様の対応を迅速に行うこととし、毎年度、全学年対象とし実施する必要はありません。

- 〈資料1〉 学校給食における食物アレルギー対応調査について（お願い）
- 〈資料2〉 食物アレルギー対応調査票

(2) 実施申請書・学校生活管理指導表の配布及び回収

調査票により食物アレルギー対応食の実施を希望する対象者には、実施申請書と学校生活管理指導表を配布します。配布の際には、対応プランの作成には必ず医師の診断が必要となるため、学校生活管理指導表の提出が必須となることを説明し、医療機関の受診を促します。なお、前年度から引き続き、同様の対応継続を希望する場合も、提出は毎年必要となります。

- 〈資料3〉 学校給食食物アレルギー等対応食実施申請書
- 〈資料4〉 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

☞ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

アレルギーの症状や程度は子どもによって大きく異なるため、学校給食におけるアレルギー対応の取組を進めるためには、個々の児童生徒等について症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）には具体的なアレルゲン、症状、緊急時の対応方法（エピペン使用の有無など）などの詳細な情報を医療機関に記載してもらうものであり、学校給食における具体的な対応プランの検討や、万が一の際に迅速かつ適切な対応を行うための重要な書類になります。

※学校生活管理指導表の読み方についてはガイドライン P29～P40 を参照

（３）面談の実施

対応を開始する前には必ず保護者への面談を実施します。面談は管理職及び実務者（栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任等）が必ず出席して行います。

面談では、事前に提出のあった学校生活管理指導表の内容を照合し、個々のアレルギーの程度や特性を詳細に確認します。また、「エピペン[®]」などの救急治療薬を含めた持参薬の有無や管理方法、アレルギー症状が出た際の緊急連絡先、かかりつけ医、救急搬送の希望などを確認し、万が一に備えた保護者と学校側の認識を共有し、協力体制を構築します。加えて、実際の対応については、本マニュアル及び各校の施設や人員の状況を鑑みて決定することについても理解を得られるよう、十分に説明を行います。

面談は単なる情報収集の場ではなく、児童生徒の安全を守るための具体的な計画を立て、保護者との信頼関係を築き、学校全体でアレルギー対応を円滑に進める上で不可欠なプロセスと言えます。

☞面談は個別対応を決定する場ではありません。あくまでも、最終的な決定は対応委員会を経て決定することに留意してください。

■〈資料５〉面談記録票

（４）対応プランの検討・決定

養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員は、学校生活管理指導表及び面談で聞き取った内容を基に、学校給食における個別の対応プランの案を作成します。作成した対応プランの案については、対応委員会で検討し、決定します。

なお、対応プランの作成に当たっては、次に記載する、「学校給食対応プラン決定に係る基本の考え方」を参考にし、校内の調理場の設備や人員の面などの給食提供体制実態を考慮した適切な方法を選択してください。

■〈資料６〉食物アレルギー個別対応プラン票

学校給食対応プラン決定に係る基本の考え方

【学校給食における対応レベルと作業整備・留意点】

学校給食における食物アレルギー対応プランは、以下に示すレベルに分けられます。

■レベル1（詳細な献立表対応）	
給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示または児童生徒自身の判断で、給食から原因食物を除いて食べる対応。	
作業整備	○児童生徒等の情報を把握する。 ○使用食材の原材料配合表やアレルギー食品に関する資料を準備・確認する。 ○ 資料をもとに、除去すべき原因食物が分かる詳細な献立表を作成し、保護者と学級担任等に配布する。 ○ 安全な給食提供のため、原因食物が使用されていることが明確な料理名にするなど、献立表や料理名を工夫する。
留意点	○ 詳細な献立表の作成と配布はアレルギー対応の基本であり、レベル2以上の対応でもあわせて提供する。 ○最も誤食事故が起きやすい対応のため、毎日必ず原因食物の有無を確認する。 ○教育委員会等は学校で適切な実施が徹底されるよう指導する。

■レベル2（弁当対応）	
（1）一部弁当対応 除去または代替食対応において、該当献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が給食で困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。 （2）完全弁当対応 食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。	
作業整備	○児童生徒等の情報を把握する。 ○保護者と連携し、レベル1の詳細な献立表をもとに弁当対応の内容を決定する。 ○持参した弁当を安全で衛生的に管理する。
留意点	○ 保護者と密に連携し、学級での指導状況や該当児童生徒等の意向等を十分に考慮した上で、具体的な対応を決定する。 ○ 特に一部弁当対応の場合は、保護者との連携、給食提供に係る全ての職員が給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。 ○教育委員会等は学校で適切な実施が徹底されるよう指導する。

■レベル3（除去食対応）		
本来の除去食は、調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供することを指す（例：かき玉汁に卵を入れない等）。なお、広義の除去食は、原因食物を給食から除いて提供することを指し、調理の有無は問わない（例：飲用牛乳や単品の果物を提供しない等）。		
■レベル4（代替食対応）		
広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。 本来の代替食は、除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供することを指す。		
作業整備	対応体制 (調理場)	○原因食物の使用における方針に基づいて、食品の選定及び調達を行う。 ○普通食を基本に除去献立、代替献立を作成する。 ○アレルギー対応作業も明記した調理指示書・作業工程表、作業動線図を作成する。1枚で普通食・対応食に係る作業両方が確認できるようにする。 ○確実に原因食物が除去されるよう、事前に栄養教諭/学校栄養職員、全調理員で綿密な打ち合わせを行う。 ○対応担当者は、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどした上で、区別化を意識して作業する。 ○検収時、調理時、配食時の確認方法やタイミングをマニュアル化する。 ○やむを得ず、急な献立変更を行う場合の連絡方法をマニュアル化する。
	施設設備 (調理場)	○原因食物が混入するのを防止するため、区画された部屋や専用スペースにおいて調理する。調理場の専用スペースは、対応する人数に応じて十分な広さを確保することが望ましい。移動調理台にIH調理器等を設置して対応することもできる。 ○アレルギー対応専用の機器（シンク、調理台、配膳台、冷凍冷蔵庫、オーブンレンジ、加熱機器等）、調理器具（まな板、包丁、ザル、計量カップ、鍋、フライパン、杓子、中心温度計等）を準備することが望ましい。 ○個人容器は、学年・組・名前を明記した料理別の耐熱容器を使用することが望ましい。
	対応体制 (学校・教室)	○対応食の受け取り方法をマニュアル化する。 ○誤食防止のためのルールをマニュアル化する（献立内容の確認、給食当番の役割の確認、配膳時の注意、おかわり等を含む喫食時の注意、片付け時の注意、その他交流給食などの注意等）。
留意点	○教育委員会等は調理場の施設設備の整備や必要な人員の配置等に努める。	

※ガイドラインP42～43より引用

【給食では使用しない食材について】

以下に示す食材については、菊陽町の学校給食では使用しません。

そのため、アレルギー対応食実施申請は不要です。（レベル1の対応も行いません。）

区分	食材
給食では使用しないもの	そば、落花生（ピーナッツ）、えび、カニ、いくら、アワビ、まつたけ、キウイフルーツ、もも（生）、マンゴー（生）、生卵（半熟も含む）、赤魚、アーモンド・カシューナッツ以外のナッツ類

【弁当対応の考慮対象について】

以下の①、②に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

① 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

a) 調味料・だし・添加物の除去が必要

原因植物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

※注意喚起（例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを補食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
 - d) 食器や調理器具の共用ができない
 - e) 油の共用ができない
 - f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
- ② 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

【その他献立作成時の注意点】

- 献立表の作成にあたっては、料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有します。また、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにします。
- 加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにします。
- 原因食物が使用されていることが明確な料理名とします。
- 対応プランの作成は、児童生徒が保有する原因食物毎に行います。品目ごとにグループ分けをし、そのグループに所属しているが故に、原因食物を使用していない献立時にも対応食の提供を行う等の対応プランは行わないこととします。
- 教職員や保護者など、大人に対するアレルギー対応については原則実施しないこととします。

（５）決定内容について保護者へ通知

対応プランが決定したら、保護者へ決定内容の通知を行います。また、必要に応じ、電話連絡や個別の面談を行い、学校側と保護者で認識の相違がないように努めてください。

■〈資料７〉食物アレルギー等対応食実施決定通知書

（６）対応プランの教職員への周知・徹底

食物アレルギー対応が必要な児童生徒及びその対応プランについて、以下の情報を全教職員が把握できるように共有し、誤食・誤配膳等がないよう、配膳時の注意事項や確認作業の徹底を行います。

〈全職員が共有すべき情報〉

「児童生徒氏名」「学年・組」「アレルゲン（原因食品）」「症状」
「緊急時の対応方法（エピペン®使用の有無、緊急連絡先など）」等

また、より詳細な情報は、日頃から関わる機会の多い担任、養護教諭、栄養教諭、給食主任、調理員などが個別に共有し、連携を強化します。

加えて、いざという時に備え、食物アレルギーの基礎知識や、緊急時対応マニュアルについて、日ごろから確認を行うよう努めます。

（７）対応開始・教育委員会への報告

決定した対応プランに応じ、児童生徒への対応を開始します。また、対応状況を一覧化し、教育委員会からの照会の際に報告を行います。

■〈資料８〉アレルギー等対応実施状況一覧

（８）アレルギー対応の解除について

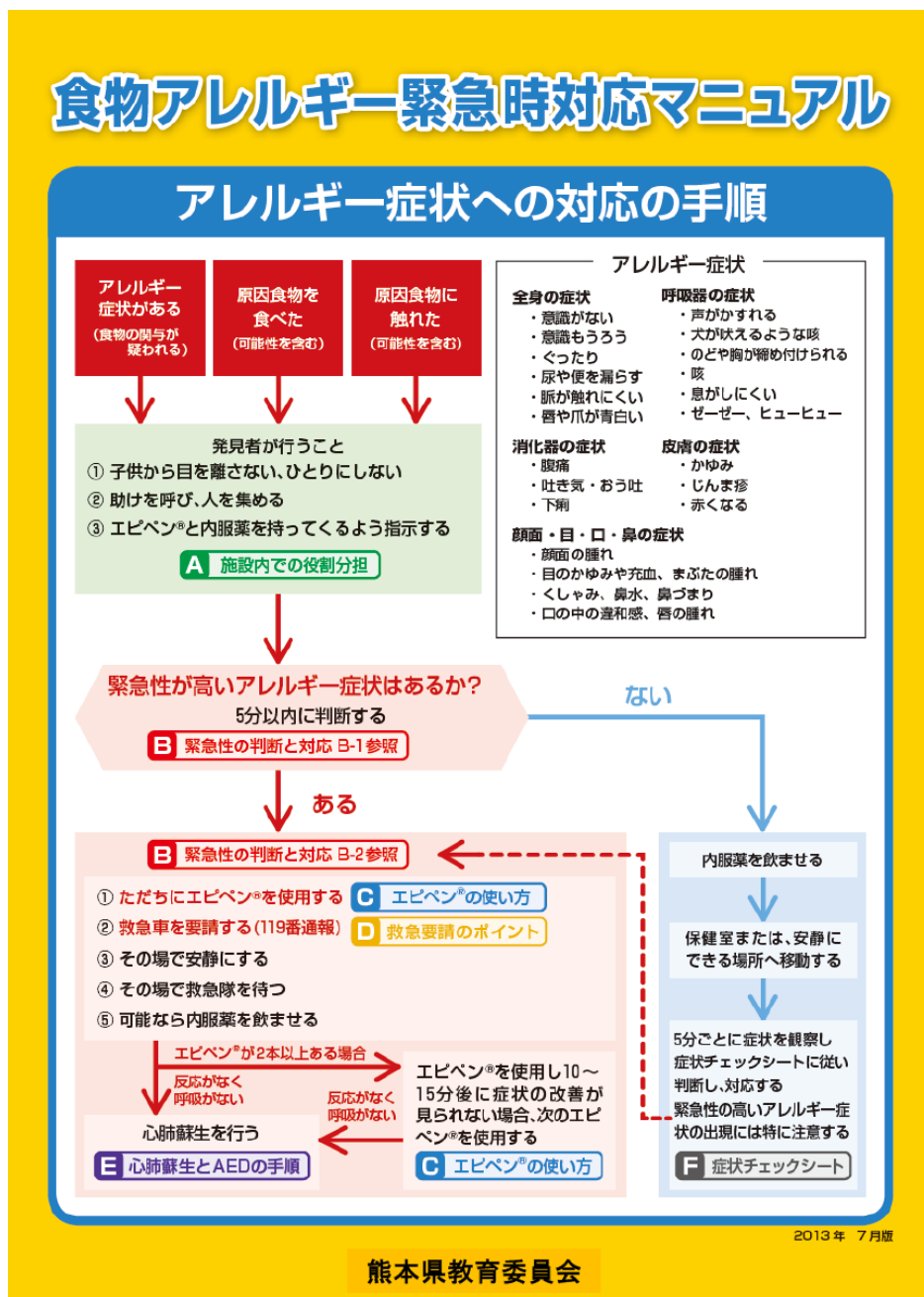
医師の診断等により、アレルギー対応が不要となり、以後、対応の継続を希望しない場合は、解除の申請が必要です。

■〈資料９〉学校給食食物アレルギー等対応食解除申請書

6 緊急時の対応

(1) 食物アレルギー緊急時対応マニュアルについて

日頃から緊急時に備えて、どのような症状の時に救急搬送すべきかなどについて確認し、情報を全職員で共有しておきます。また、万が一、アレルギー症状が発生した場合には、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（熊本県版）」に沿って迅速な対応が行えるよう、職員の役割分担を決め、シミュレーションしておくことが重要です。



（２） アナフィラキシーショック発生報告について

学校において、アナフィラキシーショックが発生した場合は、県指針に定める様式により、教育委員会及び教育事務所に電話またはＦＡＸにて速報報告を行います。

「速報」の場合は、「その後の経過」の欄は記入しない。終了後、改めて詳細な報告書を提出する。

■ 〈資料１０〉 アナフィラキシーショック発生報告（速報・追加）

（３） 課題検証について（ヒヤリハット事例の共有）

事故発生までの経過を検証し、発生原因分析を確実にを行い、課題解決に努めます。また、検証内容については、関係者に周知し、事故の再発防止に努める必要があります。

ヒヤリハット事例についても、重大な事故には至らなかったものの、類似事例が多く発生することが考えられものや、再発防止のために他校・他施設と共有を行うべきと考えられるものについては、県指針に定める様式により、教育委員会に報告し、教育委員会は教育事務所を通して県に報告をします。

■ 〈資料１１〉 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

7 その他特別な事情（病気・宗教的配慮等）への対応

（１）病気を理由とした対応食の実施

病気等を理由に、学校給食での対応を希望する場合についても、医師の診断による証明書（診断書・指示書等）を添えて、実施申請書の提出が必要です。

また、対応プランの検討に当たっては、食物アレルギー対応食の扱いに準じます。なお、ここで言うところの学校給食での対応とは、対応プランレベル1からレベル4までの対応を希望する場合のことを指します。

■〈資料3〉学校給食食物アレルギー等対応食実施申請書

■医師の証明書（診断書・指示書等）※任意の様式

☞学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は、アレルギー疾患について記載する書式であるため、それ以外の病気等の場合には使用できません。

（２）宗教上の理由による対応食の実施

宗教上の理由により、学校給食での対応を希望する場合についても、実施申請書の提出が必要です。

なお、対応プランの検討に当たっては、食物アレルギー対応食の扱いに準じるとともに、原則、レベル1（詳細な献立表の提供）の対応を行うこととします。

■〈資料3〉学校給食食物アレルギー等対応食実施申請書

（３）飲用牛乳の停止

乳糖不耐症など、様々なやむを得ない理由により、飲用牛乳のみ停止を希望する場合も、医師の診断による証明書（診断書・指示書等）を添えて、実施申請書の提出が必要です。

■〈資料3〉学校給食食物アレルギー等対応食実施申請書

☞その他、本マニュアルに記載のない事例や、特別な事情により配慮が必要な相談がある場合は、教育委員会と協議の上、対応を決定する場合があります。

引用・参考資料

- 学校給食における食物アレルギー対応指針
／平成27年3月 文部科学省
- 学校給食の手引き～運営・管理編～
／平成30年3月 熊本県教育委員会
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》
／令和2年3月 公益財団法人 日本学校保健会 監修：文部科学省
- 令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書
／令和5年3月 公益財団法人 日本学校保健会
- 学校における食物アレルギー対応の手引き
／令和3年11月 熊本県教育委員会
- 学校における食物アレルギー対応 Q&A
／令和4年11月 熊本県教育委員会
- 熊本市食物アレルギー対応マニュアル～第一次改訂版～
／平成29年7月 熊本市教育委員会

平素より、本町の学校給食運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本町ではすべての小中学校に調理場を有する、自校調理方式により学校給食を提供しており、より安全な給食提供および学校生活を送っていただくため、食物アレルギーに関する調査を、すべての新1年生に対し実施しています。

本調査は、アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりに合わせたきめ細やかな対応を行う上で、大変重要な情報となりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記の内容をご確認いただき、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提出いただいた情報は、学校内でのアレルギー対応以外には一切使用せず、個人情報の保護には厳重に配慮いたします。

記

1 食物アレルギー対応調査について

提出物：①食物アレルギー対応調査票

対象者：すべての児童生徒

提出日：令和 年 月 日（ ）

提出方法：

2 学校給食にて食物アレルギー対応を希望する場合について

提出物：②食物アレルギー等対応食実施申請書

③学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

※医師の診断により記入していただくものになります

※対応できる食品は医師により記入された食品のみになります。

※アレルギー以外の病気等には本様式は使用できません。

対象者：学校給食にてアレルギー対応食を希望する方のみ

提出日：令和 年 月 日（ ）まで

提出方法：入学予定の各学校へ郵送または持参にて提出

※提出する書類は、「アレルギー対応食実施申請書 在中」と記載した封筒に入れて、ご提出ください。（持参時は使用済み封筒可）

3 個別面談について

ご提出いただいた書類を基に、個別面談を実施し、具体的な対応方法を決定します。面談の日程については、各学校の担当者よりご連絡があります。

なお、疾患内容によっては、学校給食での対応（除去食・代替食等）が困難な場合がありますので、予めご了承ください。

【お問合せ】

菊陽町教育委員会 学務課 学校給食係（TEL：096-232-4918）

※具体的な対応に関するお問い合わせについては、

各学校をご案内する場合があります。

食物アレルギー対応調査票

学校名	学校		
保護者氏名		(フリガナ) 児童生徒氏名	

1 食物アレルギーはありますか？（該当に✓）

☐ ある ※2以降をご回答ください。	☐ ない ※質問は以上となります。
---	--

2 医療機関の受診状況について教えてください。

医師の診断を受けたことがありますか？	☐ ある ☐ ない
医師の最終診断はいつですか？	年 月 日

3 食物アレルギーの内容について教えてください。

原因食品 (複数回答可)	☐ えび ☐ かにかまぼこ ☐ くるみ ☐ 小麦 ☐ そば ☐ 卵 ☐ 乳 ☐ 落花生(ピーナッツ) ☐ アーモンド ☐ あわび ☐ いか ☐ いくら ☐ オレンジ ☐ カシューナッツ ☐ キウイフルーツ ☐ 牛肉 ☐ ごま ☐ 鮭 ☐ さば ☐ 大豆 ☐ 鶏肉 ☐ バナナ ☐ 豚肉 ☐ まつたけ ☐ もも ☐ やまいも ☐ りんご ☐ ゼラチン ☐ その他（ ）
食べた時または触れた時に 出る症状	
アナフィラキシーショックを 起こした経験がありますか？	☐ ある（ 年 月頃） ☐ ない

4 家庭での食事の様子について教えてください。

対応状況について	☐ 完全除去 ☐ 体調に応じて除去 ☐ 本人で除去 ☐ 特に対応していない
	(具体的な対応方法)※調理器具をすべて分けているなど

5 学校給食にて食物アレルギー対応を希望しますか？（該当に✓）

☐ 希望する	☐ 希望しない
-------------------------------	--------------------------------

【重要】対応を希望する場合は、指定期日までに「食物アレルギー等対応食実施申請書」と、医師が記入した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。

年 月 日

菊陽町立

学校長 様

〒

申請者(保護者) 住 所

氏 名

学校給食食物アレルギー等対応食実施申請書（新規・継続）

次のとおり、学校給食における食物アレルギー等対応の実施を申請します。

なお、学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本書及び添付書類に記載された内容を全職員並びに関係機関（消防・学校医等）と共有することに同意します。

児童生徒 氏名	フリガナ	学年・組	新1年生 年 組
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住 所	〒		
緊急連絡先	保護者名等（続柄） ()	電話	
	保護者名等（続柄） ()	電話	
受診医療機関名		電話	
緊急時搬送医療機関名		電話	

希望する対応内容	
①停止等の措置	弁当持参・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・対応食・その他()
②対応を希望する食品	
③理由	(保有アレルギーや病気等の状況について詳しく記入)

【学校記入欄】

決 裁 欄	上記申請について、対応の実施が（可・否）と認められますので、別紙（案）のとおり決定し通知してよろしいか伺います。						起案日	
							決裁日	
	校長	教頭	給食主任	養護教諭	栄養職員	担任	施行日	
							送付日	

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 組 _____

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:	
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)		A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食料を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なものと ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理に ついては、給食対応が困難となる場合があります。		【緊急時連絡先】	
B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)				★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:	
1. 食物 (原因)				記載日	
2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー				年 月 日	
3. 運動誘発アナフィラキシー				医師名	
4. 昆虫 ()				医療機関名	
5. 医薬品 ()					
6. その他 ()					
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載					
1. 鶏卵 《 》[除去根拠] 該当するものを《 》内に記載					
2. 牛乳・乳製品 《 》① 明らか症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性					
3. 小麦 《 》③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取					
4. ソバ 《 》()に具体的な食品名を記載					
5. ピーナッツ 《 》					
6. 甲殻類 《 》(すべて・エビ・カニ					
7. 木の实類 《 》(すべて・クルミ・カシュー・アーモンド					
8. 果物類 《 》()					
9. 魚類 《 》()					
10. 肉類 《 》()					
11. その他1 《 》()					
12. その他2 《 》()					
D 緊急時に備えた処方薬					
1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)					
2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン [®] 」)					
3. その他 ()					
病型・治療		学校生活上の留意点		【緊急時連絡先】	
A 症状のコントロール状態		A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:	
1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良				記載日	
B-1 長期管理薬(吸入)				年 月 日	
1. ステロイド吸入薬				医師名	
2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤				医療機関名	
3. その他 ()					
B-2 長期管理薬(内服)					
1. ロイコトリエン受容体拮抗薬					
2. その他 ()					
B-3 長期管理薬(注射)					
1. 生物学的製剤					
C 発作時の対応					
1. ベータ刺激薬吸入					
2. ベータ刺激薬内服					
病型・治療		学校生活上の留意点		【緊急時連絡先】	
A 症状のコントロール状態		A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:	
1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良				記載日	
B-1 長期管理薬(吸入)				年 月 日	
1. ステロイド吸入薬				医師名	
2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤				医療機関名	
3. その他 ()					
B-2 長期管理薬(内服)					
1. ロイコトリエン受容体拮抗薬					
2. その他 ()					
B-3 長期管理薬(注射)					
1. 生物学的製剤					
C 発作時の対応					
1. ベータ刺激薬吸入					
2. ベータ刺激薬内服					

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前

(男・女)

年

月

日生

年

組

年

月

日

提出日

年

月

日

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
アトピー性皮膚炎	(あり・なし) A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、ひらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 () B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 [] B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	医師名 年 月 日	
アレルギー性結膜炎	(あり・なし) A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()	A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項(自由記載)	医師名 年 月 日	
アレルギー性鼻炎	(あり・なし) A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬 B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()	A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項(自由記載)	医師名 年 月 日	

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

面談記録票

面談日	年 月 日 () : ~ :			
出席者	保護者		児童生徒との関係	
	学校関係者			

【児童生徒情報】

年・組	年 組	性別	男・女
ふりがな			
児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日 (歳)		
住所			
電話番号			

【面談事項】

1 原因食品	
2 主な症状	
3 過去の発症情報（アナフィラキシーを含む）	■直近の発症状況 時期 (年 月 歳頃) 状況 () ■その他の発症状況 時期 (年 月 歳頃) 状況 () ■アナフィラキシー既往歴 有・無 時期 (年 月 歳頃) 状況 ()
4 医療機関の受診状況	

5 エピペン・ 薬の処方状況	■エピペンの有無 有・無 保管場所（ ） 保管方法（ ） 使用上の留意点（ ） ■処方薬の有無 有・無 薬品名（ ） 保管場所（ ） 保管方法（ ） 使用上の留意点（ ）
6 家庭での対応状況	
7 緊急時の対応について	
8 緊急連絡先	
9 学校生活での配慮事項	〈給食の時間〉
	〈食品を扱う授業・活動〉
	〈運動を伴う授業・活動〉※部活動を含む
	〈校外活動〉※宿泊・遠足等を含む
	〈その他〉
10 備考	

記録作成者（ ）

食物アレルギー個別対応プラン票(案・決定)

取組プラン(案)検討日 年 月 日
保護者説明、協議日 年 月 日

学年・組	名前	性別	生年月日
年 組		男・女	年 月 日(歳)

学校長サイン	
保護者サイン	

I

原因食物
鶏卵・乳・小麦・そば・ピーナッツ・木の実・甲殻類()・果物類()・魚()・肉()・その他()

II

食物アレルギー病型		
即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー

III

アナフィラキシー病型		
食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食物()	原因食物()	

学校給食の対応に○印をつけてください。(人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討すること。)

レベル1(詳細な献立表対応)	レベル2(一部弁当対応)	レベル3(除去食対応)	レベル4(代替食対応)

		チェック項目	具体的な配慮と対応
学校での配慮	給食	給食の選択について	
		除去する食品や内容について	
	食物・食材を扱う活動・授業	微量の摂取・接触による発症防止について	
	運動(体育・部活動など)	運動誘発アナフィラキシー	
		食物依存性運動誘発アナフィラキシー	
	宿泊を伴う校外活動	事前に確認すること	
		持参薬について	
	緊急時に備えての持参薬やエピペンについて	保管場所 保管方法	

緊急連絡先	(1) 通院している医療機関		⇒	TEL
	(2) 緊急時に搬送できる医療機関		⇒	TEL
	(3) 保護者連絡先		⇒	TEL

第 号
年 月 日

様

菊陽町立 学校
校長 印

食物アレルギー等対応食実施決定通知書

年 月 日付で申請のあった学校給食における食物アレルギー等対応について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名		学年・組	年 組
対 応 内 容			
対応開始日	年 月 日 から 年 月 日 まで		
停止等の措置	弁当持参・牛乳停止・パン停止・ご飯停止・対応食 その他()		
除去食等の対応			
その他			

担当 :
電話 :

年 月 日

菊陽町立 学校長 様

〒 ー

申請者(保護者) 住 所
氏 名

学校給食食物アレルギー等対応食解除申請書

次のとおり、学校給食における食物アレルギー等対応の解除を申請します。

児童生徒 氏名	フリガナ	学年・組	年 組
生年月日	年 月 日	性別	男・女

解除を希望する内容	
①解除を希望する食品	
②理由	

【学校記入欄】

決 裁 欄	上記申請について適当と認められますので、解除してよろしいか伺います。						起案日	
	校長	教頭	給食主任	養護教諭	栄養職員	担任	決裁日	
							送付日	

様式 G

アナフィラキシー【食物、蜂、化学物質、運動誘発等】 発生報告（速報 ・ 追加）

令和 年 月 日

報告機関：教育事務所・教育委員会・学校等名 _____

報告者：職 名（ ） 氏 名（ ）

学 校 名	
学校長名	
所在地	
児童生徒氏名	氏名 () 年 () 組 (男 ・ 女)
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分 頃
発生場所	
既 往	学校生活管理指導表 (有 無) 原因物質等 ()
概 要	※発生の経過、学校の対応、医療機関との連携等 エピペンの使用 (有 無)
その後の経過	
※受 信 日	令和 年 月 日 () 時 分頃：受信者 ()

発生の都度、下記の順序で電話及びメール(kenkou-taiiku@mail.bears.ed.jp)により速報する。

○県立学校 学校 → 教育庁県立学校教育局体育保健課
○市町村立学校 学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 教育庁県立学校教育局体育保健課

注 意

- 1 速報の場合は、「その後の経過」の欄は記入しない。
- 2 ※は県教育委員会で記入する。
- 3 終了後、学校長は詳細な報告書を提出すること。

様式 I

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

令和 年 月 日

学校名 (調理場名)	電話	
校長名 (場長名)		
報告者	職名：	氏名：
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分	
発生場所		
原因	給 食	表示見落とし ・ 調理中の混入 ・ 配膳の取違い 記載漏れ ・ その他 ()
	給食以外 の活動	
内容 ※必要に応じて 速報提出		
再発防止 対応策 ※必要に応じて 速報提出		
その他の 参考事項		

発生の都度、下記の順序で電話及びメール(kenkou-taiiku@mail.bears.ed.jp)により速報する。

○県立学校 学校  教育庁県立学校教育局体育保健課
○市町村立学校 学校  市町村教育委員会  教育事務所  教育庁県立学校教育局体育保健課